



撮影者:市内在住 惣田慕宜さん杉村公園 (H25.11)

# は し も と 市議会 たより



第 38 号

平成26年11月1日 発行

<http://www.chw.jp/>

## 主な内容

議案の審議結果	2 P
一般質問	4 P
議会報告会	13 P
各種お知らせ	13・14 P

## 表紙写真を募集しています

詳しくは、市議会ホームページ  
または、議会事務局まで



9月定例会

9月1日に開会し、9月19日に閉会しました。

条例の制定・改正、26年度補正予算、25年度決算など市長提出議案60件と委員会提出議案2件の審議を行いました。主な議案内容や審議内容は次のとおりです。

市鳥獣被害対策実施隊条例の制定

近年拡大している有害鳥獣による農作物被害の防止及び軽減を図るため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の規定に基づき、鳥獣被害対策実施隊を設置するため新たに条例を制定するものです。

【審議、審査の概要】

問 隊員の人数について規定が無いのはどうしてですか。また、実際に委嘱する人数は。

答 現状、猟友会の会員数が減少傾向にあるため条例では定数の規定を設けていません。また、猟友会の会員全123人と市所管職員2人に委嘱または任命することを考えています。

問 猟銃所持許可更新にはどのくらい費用がかかりますか。また、今回の鳥獣被害対策に係る国からの補助はあ

りますか。

答 猟銃所持許可更新には技能講習受講等に最大約7万円必要です。また鳥獣被害対策推進協議会に係る経費については、200万円までは100%、200万円を超える分については2分の1が国から補助され、実施隊に係る経費を含む市の持ち出し分については、その80%が特別地方交付税により措置されます。

市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

子ども・子育て支援新制度において、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可等を受けた教育・保育施設や地域型保育施設が申請を行い、市町村は対象施設・事業等の運営基準に照らし合わせ、給付による財政支援の対象となることを確認することになるが、その運営基準について、給付の実施主体である市が条例で定めるものです。

【審議、審査の概要】

問 利用申込みを受けたとき、正当な理由がない場合には保育給付の提供拒否を禁止する規定がありますが、「正当な理由」とは。

答 利用定員を超えていたり、申し込みを受け付けた時点で定員を超えてしまう場合です。



こども園

問 特定地域型保育事業者が連携施設確保に5年間の猶予期間を設ける経過措置を規定していますが、連携施設が確保できていないと困るのでは。

答 この経過措置は連携施設の確保が著しく困難であり、一方、適切な支援を行うことができる市が認められた場合に限り、本市には連携施設となりうる保育園、認定こども園等が複数あるため、この経過措置を実際に適用することはないと考えています。

問 特定地域型保育4事業の本市における需要と今後の見通しは。

答 国において、0歳から2歳児において待機児童が多い現状から新たに設けられた事業であるが、本市においても需要予測を行い、子ども・子育て会議でも確保方策を議論してい

ただきましたが、認定こども園整備の進展や私立保育園の開園予定などの現状から、0歳から2歳児の保育需要については対応可能であり、需要の見込みはないと予測しています。現行の保育制度から新制度移行に関する主な改正点は。

答 現在保育所を利用する場合、保育に欠ける、欠けないという観点で判断していますが、新制度では保育の必要性から判断し、月120時間以上の就労要件が月48時間へ変更されるほか、DV等複数の利用事由が追加され、より柔軟な運用となります。

市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

放課後児童健全育成事業、いわゆる児童保育所の設備及び運営の基準を新たに定めるものです。なお、一部の基準について条例施行日までに満たすことができない児童保育所があることから、5年の猶予期間を認める経過措置を設けています。

【審議、審査の概要】

問 児童一人あたりの施設面積基準1.65㎡を満たしていない児童保育所については。

答 紀見地区児童保育所と城山地区児童保育所については、それぞれ改修工事により面積が2倍以上になるので

一般会計補正予算(歳出)の主なもの

補正額は5億3,122万5千円(増額)

○公共施設等総合管理計画策定委託料 (400万円)

公共施設等の全体を把握し、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、時代に即したまちづくりを行っていくための骨子となる計画を策定するもの。

○水ぼうそう及び高齢者用肺炎球菌予防接種費用 (3,111万4千円)

従来任意接種であったが、本年10月から定期接種となることで、予防接種費用が市町村負担となることに伴い措置するもの。

○紀望の里(浴場)増築設計委託料 (299万4千円)

利用者増加に伴い、混雑緩和を計るため、増築にかかる設計を行うもの。

○企業誘致用地売却に伴う企業誘致対策基金積立金(1億4,205万円)

企業誘致用地を、株式会社興栄ケミカル工業所と株式会社プリントテクニカにそれぞれ売却し得た収入を今後の企業誘致対策などに活用するため当該特定目的基金に積み立てるもの。

○紀の川右岸堤防配管工事(1,500万円)

岸上地内の浸水対策の向上を図るためのもので、平成27年度完成予定を1年前倒しして本年度完成させるべく予算対応するもの。

基準を満たすこととなります。三石地区児童保育所については、増築した場合に運営が2箇所に分かれることが課題であり、来年度以降の整備として考えています。

問 非常災害対策や緊急時等における各児童保育所の対応は。

答 緊急避難と消火訓練は年1回実施しており、体制はできていますが、防災マニュアルを整備できていない児童保育所があることを確認しており、今後作成の徹底を指導していきたいと考えています。

問 児童保育所からのAED設置要望への対応は。

答 児童保育所が学校施設を利用していることから、学校に設置されたAEDを共有していただくこととなります。現状では、休校時には窓ガラス

を破壊して校内に進入する必要がありますがある学校もあることから、より使用しやすい設置場所を現在検討しています。また、市が児童保育所に支出している運営補助金によりリソース等での設置を求めていきたいと考えています。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由を手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定することを国に対し強く求めるものです。



「手話言語法」制定に向けて

【審議、審査の概要】  
問 障害をお持ちの方々からのこのような声は、市としても国に対し届けて

いかなければならないと考えますがいかがですか。また、市としての実際の行動として条例化を図っていくという考えはありますか。

答 市としても積極的に働きかけをして参りたいと考えています。また、市では手話通訳等に関し、ある程度制度整備をしてきておりますが、十分だとは考えていません。ただ、今回陳情いただいている基本法については、学校、厚生、労働、選挙など幅広い分野の制度改正に関わる基本法であると考えており、それら関係条例につきましても、どのように進めていけばよいかということも含め今後検討させていただきます。

平成25年度決算審査特別委員会を設置

委員会の委員構成、審査日程は次のとおりです。

日程	委員	副委員長	委員長
11月4日(火)	堀内和久	坂口親宏	中西峰雄
10月21日(水)	堀内和久	坂口親宏	中西峰雄
10月22日(水)	堀内和久	坂口親宏	中西峰雄
11月4日(火)	堀内和久	坂口親宏	中西峰雄

※4日は予備日

議案に対する議員の賛否状況(賛否が分かれたものを掲載しています)

○：賛成 ×：反対 △：欠席 キ：棄権

-：議長(議長は採決に加わりません。ただし、可否同数の場合に限り、可か否か、裁決権を行使します)

件名	賛成 反対	今	阪	高	楠	森	小	中	山	松	坂	土	清	石	辻	田	堀	松	井	小	樽	岡	中
		城	本	本	本	下	西	西	田	浦	口	井	水	橋	本	中	内	本	上	林	井	弘	本
		敏	久	勝	知	伸	政	峰	哲	健	親	裕	信	英	勉	博	和	健	勝	勝	豪	弘	正
		仁	代	次	子	吾	宏	雄	弥	次	宏	美	弘	和	勉	晃	久	一	彦	弘	男	悟	人
		刷	共	共	公	公	無	無	政	政	刷	ニ	ニ	新	新	新	新	は	は	刷	刷	刷	刷
市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	19：2	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	19：2	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議員氏名の下欄に各会派の略称を記載しています。正式名称は、(刷)刷新クラブ、(は)はしもと未来、(新)新風クラブ、(ニ)ニューリベラルズ、(政)政良会、(共)日本共産党橋本市議員団、(公)公明党議員団、(無)会派に所属しない議員です。 ※会派構成は、上記議案の採決時のものです。

地域包括ケアシステムの構築について



土井 裕美子 議員

(ニューリベラルズ)

**質問** 無作為抽出で行ったニーズ調査で計画書の精度に差は出ないのか。また、抽出調査でも向こう3年間の保険料の推計が出来るのか。

**答弁** 被保険者数17,618名のうち、2,300名にアンケートを送付、有効回答1,407名で標本調査の必要標本数を上回っており問題はない。保険料については直近の給付費の推移を勘案、ニーズ等を事業計画に反映し策定委員会で検討する。

**質問** 日常生活圏域の設定及び地域包括支援センターの人員体制は足りているのか。

**答弁** 市全体を一つの日常生活圏域と設定し、地域包括支援センターを1カ所設置、現状での人員体制は厚生労働省の設置基準には足りておらず平成27年度以降の体制については関係部署と調整のうえ決定していく。

**質問** 今までの計画における介護予防事業の課題とその改善策について。

**答弁** 地域の中で虚弱な高齢者も元気な高齢者ともに介護予防に取り組むことができるように地域づくりを主眼

において実施しているが、個々地域における介護予防への関心、取り組みに格差があり、元気な高齢者に介護予防事業に参加したくない方が多いこともわかり、周知啓発活動を進めていく。

また、和歌山大学、和歌山県立医科大学との連携による介護予防事業の効果検証についても周知を図る。

**質問** 医療と介護の連携と今後の市民病院が担う役割は。

**答弁** 主治医連携連絡票や各病院の連携室の設置により連携は進んではいるが現場レベルでの課題や問題点も顕在化しており関係機関との協議連携を強め改善に取り組む。

また、これまで中核病院として急性期医療を担ってきた市民病院が地域の医療機関や介護施設等との連携を深め在宅療養後方支援病院としての機能をいかに充実させていくかである



元気ラリー体操



松浦健次  
議員

(政良会)

## 一部職員の正義感に失望

**質問** 一、市営住宅の管理については条例で、入居者に3ヶ月以上の家賃滞納があった場合には、納付指導を強めると共に連帯保証人に通知して、納付協力を依頼すると定めている。本件では納付指導が不適切であつたうえに、連帯保証人に対して右の通知が為されたのは滞納開始から2年経過後であつた。更に入居者が死亡後も不正入居者が居座り続けたにも拘わらず、市当局は条例や要綱に定めた明け渡しを含む手続きを適正に執行しなかつた。

二、市当局は管理の不十分さを認めているにも拘わらず、連帯保証人に対して不正入居者の賠償額を含む約4年分の家賃全額の支払いを求めて和歌山地裁に提訴した。同地裁は市当局も認める不手際の存在を全く無視して、市側全面勝訴、連帯保証人に対して160万円の支払いを命ずる判決を言い渡した。

三、市当局は自らの不手際が損害額の膨張に大きく加担しているにも拘わらず、裁判所の判断が正しいという。不服があるなら上訴すればよい、上訴しないで裁判が確定したら、当然全額強制執行するという。市当局は市民の

正当な権利や利益を守る義務を負う。しかし、市当局の実態は、この義務を果たすどころか自らの不手際から発生した損害までも市民でもある連帯保証人に負担させて平気でいられる神経である。私には理解できない。

四、本件は連帯保証人が上訴して大阪高裁で100万円で和解が成立したが、市当局の右の基本姿勢は形式主義に墮し極めて不当である。たとえ裁判所の判断であつても誤りが明々白々であるなら常識によつて判断し、勇気を持ってハッキリ誤りと言ふべきであらう。市当局の猛省を促す。

**答弁** この度の市営住宅家賃滞納にかかる関係者への訴訟については、度重なる指導・協議を行ったものの解決に至らなかつたことから、明け渡し、および関係者の滞納家賃支払いとその負担割合について司法の場で判断いただくべく訴訟提起を行ったものです。過去の市の対応が基本どおり厳密に進められていない等、十分でなかつた点のあつたことや、関係者との経過等を勘案し、市独自に判断するのではなく、司法による公平・公正な判決を求め、その結果に基づき対応すべきとしたものですので、ご理解をお願いします。

なお、今後は、使用者はもちろん連帯保証人の方々へも早期の段階で接触を図り、十分な説明を行うなど、対応の改善に努めるとともに、一層の滞納解消に取り組みます。

**他の質問** 適材適所の人事配置を求める



中西峰雄  
議員

(会派に所属しない議員)

## 定期借地権による人口増加策・転入増加策について

**質問** 本市が住宅衛星都市であるという特性を踏まえ、どのまちでもやっというようなものとは違う、魅力ある住宅販売促進策・転入増加策を考へるべきだと思います。次のような施策を提案します。

住宅の土地を市が購入します。そこに定期借地権を設定し、購入者は土地代なしで建物価格だけで住宅を購入できるようにします。たとえば、新築住宅の価格が土地代1千万円・建物代2千万円だとすると、購入者は建物代の2千万円で新築住宅を買うことができるというものです。購入者は借地料として土地の固定資産税相当分を負担しますが、便益と購入後の負担は土地を購入したときと同じです。購入者にとつて魅力的な制度だと思います。

そして購入の応募資格ですが、市外の若い世帯で、永住意思のある転入者に限定します。

市としては、土地の購入費は必要ですが、固定資産税と市民税、加えて地方交付税が入ってきますから、長期においてはその土地代を賄うことができ

きます。また、市のバランスシートも現金が固定資産に変わるだけで、土地価格の下落リスクはあるものの基本的には資産の減少にはなりません。いろんなバリエーションが考えられます。今売り出し中の住宅地だけでなく、売り家や売り土地が増えている先行した住宅地で考えることもできますし、旧の地域でも考えられます。また新築やリフォームを市内業者に限定する条件をつけて市内工務店の仕事を増やすことも考えられます。この策のポイントには、購入者にとつていかに魅力的なものにできるかどうかです。

**質問** 人口増加策は就労機会の創出と総合的に住みやすいまちづくりが必要で、この施策は決して柱になるものではありませんが、考え得る一つとして提案させて頂きます。

**答弁** 民間における定期借地権を活用した住宅取引実績は、ここ数年は非常に低調です。要因の一つは土地価格の下落で、この制度のメリットを十分に享受できないことによると考えられます。

一方、地方自治体においても定期借地権を活用した施策の例があります。多くは塩漬の宅地を販売する手段としていますが、数多くの販売実績で、定住促進策としての一定の成果を上げています。

ご提案の施策については、今後、後期基本計画に基づく定住・移住促進策として、費用対効果や優先度、公平性等に照らし調査研究してまいります。

**他の質問** 行政サービスと市民負担について



小西 政宏  
議員

(会派に所属しない議員)

### 起業支援について

**質問** 人口減少問題の対策として本市では企業誘致などに取り組んでおられますが、同時に起業支援も大切だと考えております。本市としての起業支援をお聞かせ下さい。

**答弁** 市内に事業所を開業する際の資金として和歌山県中小企業融資制度の新規開業支援資金を利用の方に支払った信用保証料の一部を補助する制度があります。

**質問** 若者の声を聞くと「橋本市で住み続けたいが仕事が無い」「起業したいが自信が無い」と聞くが現在の企業支援政策がある事も若者は知らないと思えますが本市の見解を教えてください。

**答弁** 最近の若者は平和的で吐出的意欲の無い若者が多いと思います。

**質問** お金を出すだけが起業支援では無いと考える中で各商工団体などで行われている起業セミナーなどを行政で取りまとめいただきステップ1、起業に関心をもつていただく。ステップ2、起業を決意する。ステップ3事業を成長軌道まで等々の一貫性のある起業支援が必要だと思えますが本市の見解をお聞かせ下さい。

**答弁** 行政が先頭に立つと、うまくいかないケースが多いと考えます。事業者が自立して主体的になって頂くようにしむけていきたいと考えています。

### 林間地区スーパーマーケット

**質問** 林間駅前にあるオークワが閉店しました。これは林間地区に住む住民にとっては大きな問題であります。林間地区の住民からは依然スーパー店舗を希望する声が多いとともに様々な噂、憶測が後を絶ちませんがその後の進捗情報をお聞かせ下さい。

**答弁** 新たな事業者の誘致を所有者にお願いしています。今のところ事業者を決定した情報は得られていません。なお、買い物支援策として移動販売を株式会社松源にいただいております。

**質問** 三石台では約5千人が暮らす地域で移動販売では限界があると考えています。再度お聞きしますが早急にスーパーが必要ではないかと考えます。が本市の見解をお聞かせ下さい。

**答弁** 地権者、信託会社、営業する事業者の三者で繊細な協議がなされていますので行政が関わり駄目になるとかえって市民の願いが叶わなくなる事もありますので慎重になっていきたいと考えます。

**質問** 10年後又20年後の林間地区全体の本市のビジョンをお聞かせ下さい。  
**答弁** 林間田園都市駅前につきましては今後交通量も増える中で全体構想をたつていきたいと考えています。



楠本 知子  
議員

(公明党議員団)

### 「認知行動療法」の推進

**質問** ①「薬物療法」と「認知行動療法」が併用受診できる医療機関の情報提供。  
②「認知行動療法」の職場での活用。  
③「認知行動療法」の学校現場での活用。

**答弁** ①うつ病や不安障害などに有効な「認知行動療法」を「薬物療法」と併用診療できる医療機関は、県立和歌山医大と県立こころの医療センターがあります。が、橋本保健医療圏にはありません。

②職域の窓口となる関係機関に「認知行動療法」の研修や啓発を進めていただくよう働きかけます。

③今年和歌山県教育センターで開催された「認知行動療法の視点を生かした授業づくり」に小中学校の教員6名が参加し研修を積んできました。活用にむけた取り組みを始めています。

### 路面に潜む空洞対策について

**質問** 道路の目視だけではわからない路面下の危険な空洞を見つけ出す空洞探査技術が進んでいます。「予防保全」型の空洞検査を。

**答弁** 道路内に発生する空洞を発見する方法の一つとして超音波探査による調査が考えられますがコスト的に高額でありすべての道路を調査することは困難です。空洞の発生を示唆する事象を道路巡回や近隣住民からの情報提供により把握確認し、必要に応じ局所的な超音波探査等を検討したうえで、大規模な路面崩落等の事故防止を未然に防止したいと考えています。

**他の質問** 不育症、不妊症治療に踏み切れる助成について▽転院先支援について





森 下 伸 吾  
議 員

(公明党議員団)

## 道路の危険箇所などの 情報を民間業者から通報 してもらえ体制を

**質問** 毎日配達を行っている日本郵便や新聞配達店、デイサービスなどで介護者を送迎している介護施設関係者と提携を結び、道路の危険な場所や損傷している場所を発見した場合、通報してもらおう体制を作り、安心・安全で快適な道路環境の向上につなげるべきだと考えますが当局の見解を伺います。

**答弁** 市担当職員だけの対応では限界があり、民間からの通報体制として、現在都市整備課のホームページに通報のお願いを掲載し、ご協力の依頼をしています。

また、平成25年度から橋本市内郵便局代表様と市民生活情報提供に関する協定を締結しています。

地元区長を通じて道路情報が寄せられる場合も多く、これらの情報をもとに、道路を利用される方々の安全を確保するため速やかに対処してまいります。

## 地域活性化に「地域おこし 協力隊」で人材募集を

**質問** 総務省が進める「地域おこし協力隊支援事業」は、市町村が都市住民を受け入れ、地域ブランドや地場産品の開発・販売、農林業の応援など「地域協力活動」を行ってもらい、その地域に定住・定着をし、地域の活性化につなげる事業です。

地域の新たな担い手となる「地域おこし協力隊」を本市でも研究し、積極的に実施していくべきだと考えますが、当局の見解を伺います。

**答弁** 平成25年度に総務省が行った地域おこし協力隊の定住等のアンケート結果では、期間が終わっても約6割の方が定住もしくは地域協力活動にたずさわっています。

しかし、地域活性化の活動が十分にできないケースや定住につながらなかった事例もあります。

効果的に制度を活用するには、地域の受け入れの必要性や活動内容を明確にする必要があります、今後の研究としてまいります



今 城 敏 仁  
議 員

(刷新クラブ)

## 地場産業の振興

**質問** 高野口町を中心とした特殊織物の産地はとても厳しい状況にあります。「橋本市産業振興基本条例」にありますように、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、事業者、経済団体、市民及び市が協力し、総合的なまちづくりを推進するとあります。

市長におかれては広報6月号で、また6月議会においての質問に市政運営の基本姿勢である重点政策を発表されております。

現在「地場産業振興センター」を活用されて、「チーム橋本」としてどのような政策を推し進められていますか。

**答弁** 本市では「地場産業の振興と企業誘致に取り組み、地域経済の活性化と雇用拡大を図り、元気なまちづくりに取り組む」ことを重点政策と位置付け、新産業の創出、新商品の開発、地場産品・特産品のブランド化、販路開拓等に取り組んでいく、意欲ある農業者・企業等を支援していきます。

そのため、橋本市産業振興基金を活用できるような条例を改正し、新たな補助金を創設することと併せて準備を進

めています。さらに、本市特産品等のPR・販売を促進するため、ふるさと納税、橋本応援寄附金を拡充し、市内の経済団体及び事業者と一体となつて本市の魅力ある「ふるさとプレゼント」を選定しているところです。

また、既存産業の地域ブランドを商品化するために企画・販売に優れた事業者とのマッチングを支援し、再織の最終製品化に向けて産官が連携し取り組んでいるところです。

平成27年度からは(仮称)橋本営業推進室を橋本市地場産業振興センターに設置し、行政と民間団体が一体となつて取り組む「チーム橋本」が、意欲のある事業者に対して、ブランド化の支援など、地場産業の活性化を推進してまいります。

**他の質問** バイオマスエネルギーの活用▽橋本市長期総合計画後期基本計画について



一般質問





坂口 親 宏  
議 員

(刷新クラブ)

### 交通弱者に対し優しい コミュニティバスでありうるのか

**質問** コミュニティバスで乗降に不安をもつ高齢者や足のご不自由な方に対して、どのような対応をしているか。

**答弁** ワゴンタイプ車両では、高齢者の利用に際し、お客様の申し出や様子、運行状況、道路環境などふまえて介助を行える場合は、できる限り親切できめ細やかな対応を心がけています。

### 橋本市民病院としての 役割と現況について

**質問** 橋本市民病院の収支・実績をどのように評価しているのか。

**答弁** 平成26年度当初予算で約2億9千9百万円の純損失の見込みで、厳しい経営状況。各種医療機器の更新、建物設備の更新・修繕など費用面の課題が山積しているが、病院改革を行い、不良債務の解消、一時借入金返済などに取り組んでおり、さらなる経営の改善に努力していると認識しています。

**質問** 医師不足に対する市民病院での現状と対策はどうか。

**答弁** 8月1日現在、24診療科に対し

47名。そのほとんどが、県立医科大学からの派遣により支えられています。現在、腎臓内科医が不在となっており、合併症をもつ急性期の入院透析患者の受け入れという中核病院としての機能を果たすことができず、本院の最重要課題として、紹介会社などを活用し医師確保に努めていきます。

**質問** 2025年問題に対する対策はどうか。

**答弁** 市民病院において、7月より一部地域包括ケア病棟の運用がスタートし、今後は在宅医療連携拠点事業を進め、医療サービスや介護サービスの充実に市も協力していきます。

### ニートやひきこもりと言われる 若年者などへの就労支援

**質問** ニートやひきこもりと言われる若年者への就労支援を、行政がワンストップ方式で行えないか。

**答弁** 「若者サポートステーション」では、専門的な相談、協力企業の職場体験などにより、就労にむけた支援を行っています。行政がワンストップ方式の無料職業紹介所を開設するには、福祉行政等を含めた包括的な相談支援体制が必要であり、相当の事務量が予測されることから、本市単独で実施することは、現状では困難です。

**質問** 生活困窮者自立支援法における、本市の対応はどうか。

**答弁** 生活保護受給者以外の生活困窮者に対して、第2のセーフティネットを拡充するもので、本市においても11月からモデル事業を実施する予定です。



樽井 豪 男  
議 員

(刷新クラブ)

### ワンコインサービス事業 について

**質問** 平成26年度の介護保険制度改正では、要支援1、2の軽度者について、訪問介護と通所介護の予防給付から除外の方向になると聞いております。

これまで利用していた人たちへの対応が極めて重要な課題となります。地域支援事業の再編成による対応が必要となっており、訪問介護と通所介護利用者の具体的なニーズ、またその利用により、どのような提供体制を構築していくか、市の力量が問われます。

その中の一つとして、在宅高齢者に対し、軽度な日常生活の援助を行うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、ワンコインサービス事業を行うってはどうか。

**答弁** 次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において具体化しなければならぬ重要施策のひとつが介護予防・日常生活支援総合事業です。この事業の趣旨ですが、地域の実情にに応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的な支援等を可能

とすることを目指すものです。さて、在宅高齢者に対し、軽度な日常生活を援助するワンコインサービス事業については、介護予防・日常生活支援総合事業を具体化するための主要事業の一つだと考えています。

全国的には、シルバー人材センター、社会福祉協議会、あるいは自治体が主となり地域在住の有償ボランティア等を組織し、日常生活上の軽度な作業をワンコイン100円、500円にて地域高齢者を援助するワンコインサービス事業として取り組まれているところが多くあります。これら事業についても、いかに介護予防・日常生活支援総合事業として取り組むかを検討されているとのことでした。

本市においても、次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において方針を具体化し、関係機関との協議を進め、介護予防・日常生活支援総合事業として事業実施できるよう努めます。

**他の質問** 橋本市運動公園の見直しについて▽南馬場緑地広場の再整備について





岡 弘 悟  
議 員

(刷新クラブ)

## コミュニティバスと デマンドバスとの併用を

**質問** 現状、コミュニティバスの運営費用の赤字部分に対して約八割が国からの特別交付金で補う事が出来ていますが。しかしこの交付金の性質上コミュニティバスを導入する市町村が増える、つまり交付金に対して分母が大きくなれば本市に補助される金額も減少していく仕組みです。これからの他市町村の動向にもよりますが、確実に導入を進めていく市町村は増える傾向であると思われれます。更に現状のコミュニティバスではカバー出来ていない区域が多くあります。この現状を打開する為、新たなルート開設、バスの増便といった事は本市の財政状況、先に述べた交付金の性質を考えますと困難な状況です。

そこで、今後の課題として、現在一周90分必要なルートの円を縮小し、利便性、コスト面での改善を図り、ルートの円から外れた地域、更には現状コミュニティバスが運行出来なかった地域にもデマンドバスで対応していく手法を考える時期ではないでしょうか。

**答弁** コミュニティバスとデマンドバ

スとの併用については、第2次橋本市生活交通ネットワーク計画に掲げているコミュニティバス運行のためのガイドラインの策定やバス以外の移動手段の導入可能性の検討などの取組みの中で、コミュニティバスの利用状況調査及びコミュニティバスとデマンドタクシーを併用している自治体の視察を行う予定です。ご指摘のとおり、多くの人々が利用できる公共交通サービスの提供を図るためには、バス以外の移動手段の導入と、現行のコミュニティバスルート・ダイヤの見直しを並行して検討する必要がありますと考えています。

コミュニティバス運行に係る経費について、国庫補助金は年々減少し、市の財政負担は今後増加していくと思えます。平成18年から運行を開始し、市民に定着してきたコミュニティバス事業を、本事業にかかる市負担額の増加を抑えながら、さらに効率的で利便性のあるものに作り上げていかなければなりません。そのためにはコミュニティバスとデマンド制の移動手段の導入を「利用実態」、「運行方法」、「運行経費」などのさまざまな面から調査・研究したいと考えています。

**他の質問** 水道料金の算出と、これからの水道事業の展開について



中 本 正 人  
議 員

(刷新クラブ)

## ふるさと納税について

**質問** ふるさと納税は平成20年に創設された制度であり、自分の居住地以外の自治体に寄付した際に住民税や所得税が控除される「ふるさと納税」が注目を増しています。

寄付を受けた自治体が地元の特産品等をお礼の特典として用意する事が多く最近ではブーム化しています。年収500万円の方が1万円を寄付すると確定申告で所得税や住民税で8千円控除され、実質2千円の寄付ということですが。

市場価格で2千円を越す特典であれば寄付者にとっては単純計算で得をするというメリットがあります。

一例をあげますと長野県阿南町の場合、1万円の寄付で同町産のコメ20キログラムを寄付者に贈り今年はずでに受け付けを締め切る人気となっています。

橋本市の寄付は一番多い年で286万円です。他の自治体では1億円、2億円を越す自治体もあります。

橋本市として「ふるさと納税」をどのように考えているのか、今後の対応等について伺います。

**答弁** 本市においては、人口減少及び歳入の減少対策を主要な課題と考え、長期総合計画後期基本計画においても、この課題に対応する施策を講じることとしています。その中で、歳入の維持・確保のための施策の一つとして、このふるさと納税の活性化を位置づけています。

本市のふるさと納税の取り組みについては、ホームページに掲載して制度の周知を図るとともに、寄付金の使途状況等を掲載しています。また、寄付をいただいた方には礼状等を送付するとともに、1万円以上の寄付者に対し、特典として5千円程度の柿又はパイル織物を贈呈しています。

本来、特典を目的とした寄付は、制度の趣旨に沿ったものではないと考えますが、その一方で、橋本市の特産品をPRする好機でもあり、地域の活性化、地場産業の振興に資するものと考えます。

今後、平成27年4月に結成を予定している「チーム橋本」により、橋本市を全国・海外へ売り出していくことにしており、そのための手段の一つとして、このふるさと納税制度を活用することは有効であると考えます。ふるさと納税、橋本応援寄付金を拡充するため、現在本市の魅力ある「ふるさとプレゼント」の選定などを行っているところですのでご理解をお願いします。

**他の質問** 本市の有料スポーツ施設について



高本 勝次  
議員

(日本共産党橋本市議員団)

## 高野口支所について

**質問** 合併後、2年間置かれていた支所が閉館される直前「高野口町合併を考える会」と市との協議で「国保、老健、介護、税金などの業務内容を行う」等の合意事項がありました。支所問題は住民の切実な要望なので9月議会でも再度質問を行います。日本共産党橋本市委員会実施のアンケートの中からの要望。

①「投票率を上げるために、期日前投票ができるようにしてほしい」「福祉関係の相談もしてほしい」という声や、高野口地区公民館に「行政相談窓口」があることを知らない人が多かったので周知徹底を。

②6月議会での市長の答弁は、「福祉とか行政相談とか来年度に向けて形をつくっていききたい」ということでしたが具体的にどう進めますか。

**答弁** ①高野口地区公民館に「行政相談窓口」の職員が居ることを広報等で周知を図りたい。その上で相談件数が増え、業務量の増大により人員を増やす必要が生じれば、検討していきたい。②いつからとは今言えないが、市内の各地区公民館を巡回して福祉関係の手續き、業務等ができないかということ

について検討したいと思っています。

## コミュニティバスについて

**質問** 橋本駅と和歌山市駅を結ぶ和歌山バスは、平日1日9本の運行でしたが、午前2本、午後2本に激減し、病院や買い物に行くのに不便です。市民の足の確保の対策を講じてほしい。

**答弁** 和歌山バスより「10月から、1日2便にしたい」と言う申し出を受け、市長とかがつらぎ町長が直接、運行事業者に出向き、減便の撤回を求める要望を強く行なったところです。市としては、持続可能な運行のためのガイドライン策定に向け利用状況等の調査を実施する予定です。

## 市民病院送迎バスについて

**質問** 高野口地区公民館から市民病院行きの送迎バスについて「途中、大野で止まって欲しい」「住民が利用しやすいように何カ所か止まって欲しい」などの要望がありましたので改善を。

**答弁** 市民病院送迎バスは、白ナンバーであり、道交法上バス停の半径10メートル以内は、駐停車禁止となっております。また、国道24号線沿いは、車の往来が激しく、利用者の安全上、高野口地区公民館からのノンストップ運行としています。ご理解よろしくお願います。

**他の質問** 雪害対策▽臨時福祉給付金



阪本 久代  
議員

(日本共産党橋本市議員団)

## 市長の政治姿勢を問う

**質問** 市長の政治信条は「現場主義」「市民協働」「誠実・公平・奉仕」、政治スローガンは「市民の最大多数の最大幸福」です。政治信条の中で日本国憲法はどの位置づけられていますか。また、「市民の最大多数の最大幸福」は平和であってこそだと思います。安倍内閣は集団的自衛権の容認を閣議決定しましたが、関連法案は来年です。「集団的自衛権容認の閣議決定撤回を」の声をあげるときではありませんか。

**答弁** 私の政治スローガン「市民の最大多数の最大幸福」を達成するため日々課題に取り組んでいるところです。選挙公約で憲法については特に触れていませんが、日本国憲法は我が国の最高法規であり、その憲法を尊重していくのは当然のことと考えています。

日本国憲法の基本原理は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義であり、我が国が世界でリーダーシップを発揮していくためにも、大切にしていきたいと思います。特に基本的人権の尊重は、市町村が行う業務に関係する部分が多々あり、特に重視しています。

また、平和があつてこそ、「市民の最大多数の最大幸福」があるというの

もその通りだと思います。しかし、集団的自衛権の議論とは少し視点が異なるのではないかと思います。確かに集団的自衛権容認の閣議決定には反対も多いと承知しています。政府が関連法案の提案を来年に行うということは、慎重に行うということの姿勢の表れであり、十分国政の場で議論していただきたいと考えています。そして我が国にとって最も良い安全保障政策を構築していただきたいと思います。

## 介護保険について

**質問** 介護保険料基準額月5,750円、これ以上の値上げには耐えられないところまできていると思いませんか。

**答弁** 平成24年度、25年度ともに介護給付費準備基金を取り崩しての財政運用となっています。本年度基金を全額取り崩しても予算が不足した場合、県の財政安定化基金を借り入れると、次期で返還することになり、その分を含んだ保険料の算定となります。

認定者数、サービス利用者数が増加する中、給付費も増加しており、次期計画において保険料の上昇は避けられない見込みとなっています。

また、現在の保険料の調整率については、最大で50%となっていますが、30%まで引き下げるとの案が、国より示されました。この案では仮に保険料の基準額が上昇しても、低所得者への影響を抑制することが可能となります。



松本 健一  
議員

(はしもと未来)

## 行政経営者として 平木市長の金銭感覚を問う

**質問** 橋本市の人口は住民基本台帳登録数平成18年合併時点で7万201人、現在は6万6,440人と3,761人5%減少し年率0.7%で年平均470人減少。財政状況は合併時点の市税収入72.8億円、現在67.6億円、率にして7%減少、500万円毎年1%減少し、人口減少1名当たり14万円市税収入が減少しています。この難局を乗り越えるために橋本市議会は議会基本条例を6月議会で施行しました。限られた財源のなかで市民の安全安心、福祉向上に寄与し最大の効果が得られるように執行者へ提言し、監視監督して決定権限を活かし難局を乗り越えるために質問をいたします。七月一八日全員協議会「環境管理センター操業延長について」周辺町との交渉状況説明において全議員を前に「1億ぐらいいかな」と前後の発言から「1億ぐらいいかないか」ととれる耳を疑う平木市長の発言がありました。市内事業者、民間が1円削る努力、稼ぐ努力が行われている時代に、このような考えで橋本市の行

政かじ取りを行うなら近い将来きつと財政破たんします。行政経営者として平木市長の金銭感覚をお尋ねします。

**答弁** 私は市長として、財政が厳しいことは十分理解しております。厳しい財政運営を適切に行うため、中期財政計画を策定し、財政運営の安定化を図っています。今後特に厳しくなる財政状況を見据え、投資的経費については厳しい節減の方向性を打ち出し、事業効果や緊急性を精査し、事業を進めていきます。また、行政改革推進計画では財政の健全化を踏まえ、事務事業・既存事業を見直し、定員適正化計画では退職者の8割採用を基本に着実な定数削減にも取り組んでいます。広域行政についても、橋本市の負担を抑えていくことを念頭に、管理者会で議論をしています。私は行政経営者として財政運営の重要性を重く受け止めております。限られた財源を有効に活用するのは当然のことであり、無駄遣いせず市民のための政策を進めて参ります。

**質問** 市民の理解を得るにはまだまだ議論が必要であるが環境管理センターへの予算化はいつなのか。

**答弁** 来年3月新年度予算となります。

**他の質問** ライブカメラ・WiFi整備で観光と災害情報環境の充実を▽三石台商業施設撤退による林間田園都市駅周辺の将来像▽似賀尾池周辺遊歩地区土地利用計画について



田中 博晃  
議員

(新風クラブ)

## 老朽化するインフラ対策

**質問** 高度経済成長期に一斉に建設された道路や橋梁・学校などの老朽化が進み、それらの維持補修更新費用が増大しています。少子高齢化・人口減少による社会保障費の増加と税収の減少から年々財政が厳しくなるなか、今後公共施設を維持し、安定した行政サービスを提供し続けるために、管理するインフラの数量・耐用年数・そして将来負担等をしっかりと把握し、綿密な更新計画を立てて周到に準備しなければなりません。そこで始めに老朽化した消防器具庫の対応について伺います。

**答弁** 保育所跡地など市有地への移転も含め、整備計画を立案する。

**質問** 長中期的に必要な維持管理費・改修・更新費及びそのピークは。

**答弁** 公営企業を除く市保有の公共物171施設の今後40年間に係る更新費用は1,070億円。試算では2040年ごろにピークを迎え、単年度で約70億が必要。

**質問** 公共施設の空きスペースや市有地を民間に賃貸し、賃料収入で老朽化の費用を捻出する自治体や、公共施設保全基金を設置している自治体があ

る。本市も積極的に検討すべきと考えますが見解は。

**答弁** 議員質しの通りと考える。空き施設を有効に利用することは歳入の確保の観点からも必要。基金については総合管理計画のシミュレーションの中で検討していく。

**質問** 公共施設等総合管理計画の進捗状況について。

**答弁** 平成28年度末を目前に、全ての本市所有資産を対象に公共施設等の管理に関する基本方針及び個別施設の管理方針等について、有識者の意見も交えながら市民の皆さんに理解の得られる実効性のある計画として取り組む。

**質問** フルセット行政からの脱却について市長の見解は。

**答弁** 人口が減少し財政が厳しくなる中、管理運営が非効率または困難となる施設については広域による検討も必要であると認識しているが現在のとこる広域的な取り組みが市財政にとつて有効であったかは賛否両論がある。私としてはフルセット行政に固執せず、時代背景や社会の潮流を見据え、経営感覚をもって取り組んでいく。

**他の質問** 市役所の喫煙場所について



堀内 和久  
議員

(新風クラブ)

## 野球場もしくは多目的運動広場について

**質問** 橋本運動公園の空き地の活用についてですが、今回で4回目となります。前回の質問より仕切り直ししまして、前に進んでいきたいと思うと同時に必要であるかどうかを再度、認識して頂き、今後の本市での県大会開催や市内の準決勝・決勝などを進めて頂きたい上でお伺いします。

①前回の質問より答弁を頂きましたが何か進んだことはございますか。

②前回の質問よりグラウンドの利用状況は。

③グラウンド不足の状況を認識した上で元の運動公園全体計画の見直し、何かの対策が必要だと思いますが今後の見解をお聞かせください。

**答弁** 野球場もしくは多目的運動広場についてお答えします。

①平成26年6月議会において、建設部局より答弁がありましたように、教育委員会部局としまして、橋本市運動公園の空き地の活用は、公園全体計画の見直しも含め、前回より進んでいないのが現状です。

②月曜から金曜の平日の利用におい

ては、各施設に共通して、まだ余裕があると認識しています。

しかし、土曜・日曜の利用においては、どうしても利用者の希望がかさなることから、各施設共毎月の予約時点ではほぼ埋まっている状態となっております。また、電話などでのグラウンドの貸出しに関する照会も月に10～15件程度あり、その都度お断りをしている状況となっております。

特に、日曜日に限っていいますと、施設が不足する状態となっております。

③現在の教育委員会部局内の予算や、当面する教育関連施設の改修計画等を考えますと、グラウンド不足の状況を打開する対策を講じることは非常に困難であると考えます。

**他の質問** 河南地区の下水道促進の今後について▽大谷川周辺のポンプアップの減災について



辻 本 勉  
議員

(新風クラブ)

## これからの公民館について

**質問** 少子高齢化・核家族化が急激に進み、地域コミュニティが困難な現代社会の中で、公民館の果たす役割は今迄以上に大きなものがあります。公民館活動は生涯学習・社会学習だけでなく、安全安心の街づくりと防災の観点からも必要性が高まり、充実が望まれます。よって、これからの公民館について下記の通りお尋ねいたします。

①地区公民館のエリアの問題について中学校区に一館として建設を進めてきたため、管轄エリアに相当な差異がある。高野口地区公民館の要員減について平成25年度の6名に戻す様。

②老朽化した紀見地区公民館と学文路地区公民館の建て替え問題について

③橋本地区公民館と中央公民館地区公民館で単独館でないのは橋本地区公民館だけである。どの様にお考えですか。また中央公民館の役割について(地区公民館との違い)

**答弁** ①公民館の利用や公民館事業への参加は、地区内外を問わずすべての市民に開かれておりますが、各地区公民館が毎月配布している館報数を基準にしますと管轄対象エリアのアンバラ

ンスがあり、住宅開発により新しくできた地区がどの地区公民館に帰属するかという問題、また菖蒲谷区のように学校区とは違った地区公民館に帰属している問題等については、公民館関係者及び有識者で検討会を立ち上げて審議を進めてまいりたいと考えております。高野口地区公民館の要員については業務量と問題点を、検討して、適切な要員配置に努めます。

②紀見地区公民館は昭和55年度に旧耐震基準で建設され築34年が経過しており、老朽化と耐震性に問題があり、駐車スペースが狭く地元住民をはじめ多くの市民から建て替え・改修を要望する声が届いています。また、学文路地区公民館は昭和56年度に建設され築33年の老朽化の進んだ建物です。橋本西部・学文路中学校の統合準備会において、建て替え問題が条件整備の一つとして提案され、現在協議が進められており、建て替えは必要であり、「公共施設等総合管理計画」にそって検討します。

③橋本地区公民館と中央公民館は直線距離にして約300mのごく近い所にあります。それぞれ別個の違った役割を果たしています。橋本地区公民館は他と比較して施設・設備面で同程度で機能面でも遜色がありません。中央は、全市民を対象に学習・文化事業の実施と地区の指導助言及び教育文化会館の管理運営が主たる業務です。

# 現任期中では最後 第4回議会報告会を開催します



現議員の任期内では最後の報告会となります。市民の皆様の忌憚のないご意見をいただき意義深い報告会にしたいと考えていますので、ぜひお近くの会場にお越しください。

☆報告内容は「平成26年6月定例会 および 平成26年9月定例会」の審議内容  
☆意見交換のテーマは「今後の議会報告会について」「市政全般について」

11月 6日 (木) 午後7時～

※ ( ) 内は出席予定議員

- ・橋本地区公民館 (樽井豪男、楠本知子、松浦健次、松本健一、小西政宏、坂口親宏)
- ・西部地区公民館 (阪本久代、中西峰雄、森下伸吾、清水信弘、田中博晃、中本正人)
- ・紀見地区公民館 (辻本 勉、山田哲弥、土井裕美子、堀内和久、岡 弘悟)
- ・紀見北地区公民館 (小林 弘、井上勝彦、石橋英和、今城敏仁、高本勝次)

11月18日 (火) 午後7時～

- ・隅田地区公民館 (樽井豪男、楠本知子、松浦健次、松本健一、小西政宏、坂口親宏)
- ・恋野地区公民館 (阪本久代、中西峰雄、森下伸吾、清水信弘、田中博晃、中本正人)
- ・学文路地区公民館 (辻本 勉、山田哲弥、土井裕美子、堀内和久、岡 弘悟)
- ・高野口地区公民館 (小林 弘、井上勝彦、石橋英和、今城敏仁、高本勝次)

## 年賀状は出せません



議員は寄付を有権者に 有権者は議員に 議員から有権者への寄付は  
**贈らない! 求めない! 受け取らない!**

皆さんのご理解とご協力を  
よろしくお願いいたします。

議員に対する  
寄付の勧誘または  
要求の禁止

市民から市議会議員に対して、寄附を出すよう勧めたり、要求したりすることも禁止されています。

選挙区内にある者に対し年賀状や暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含みます)を出すことは禁止されています。ただし、返礼のための自筆によるものを除きます。

あいさつ状の禁止

公職選挙法により、政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは禁止されています。このため、市議会議員はお中元・お歳暮などを贈ったり、地域の行事に差し入れや祝儀を出すことはできません。

寄付の禁止



# 議会からのお知らせ

information from assembly



## 経済建設委員会行政視察 『そうじゃ「地・食ベ」事業』 『観光都市まちづくり 「勝山の町並み保存」』



▲8月18日・19日の2日間で岡山県総社市と真庭市に伺い、「地産地消の推進」、「観光都市まちづくり」をテーマに行政視察研修を行いました。



## 総務委員会行政視察 『債権回収対策』



▲10月2日・3日の2日間で滋賀県長浜市と福井県あわら市に伺い、「債権回収対策」をテーマに行政視察研修を行いました。

## 市議会 Facebook

市議会の情報を発信しています。  
発信内容、掲載写真等には是非とも  
「いいね！」をポチッとお願いします。

## 会議傍聴のご案内

本会議または委員会では傍聴席が異なります。

## 本会議の傍聴

傍聴席は市本庁舎3階本会議場です。  
**北側階段**でお越しください。

## 委員会の傍聴

傍聴席は市本庁舎3階委員会室です。  
**中階段**でお越しください。

## 議案書の公開

審議前に議案書をホームページで公開して  
います。

## インターネット中継

本会議の様子はライブ及び録画放送、委員  
会の様子は録画放送しています。

詳しくは「市ホームページ」または「ユー  
ストリーム橋本市議会」で検索ください。



☆12月定例会は11月25日に  
開会(予定)します

11. 25	本会議 (開会日)
12. 1	本会議 (一般質問)
2	本会議 (一般質問)
3	本会議 (一般質問)
4	本会議 (議案審議)
5	総務委員会
8	経済建設委員会
9	文教厚生委員会
12	本会議 (委員長報告)

## 編集後記

日増しに秋も深まり、朝夕の寒気が身にしみる時節となりました。市民の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。  
私たちの住む橋本市は台風による紀の川の増水以外は大きな災害が少ない市であると感じます。八月の広島県の土砂災害、九月の御嶽山の噴火と立て続けに人的被害の出る自然災害が起こりました。  
いつ何が起るかわからない今日、日本一安心安全に住める町として議員一同取り組んで参りたいと思います。今後市民の皆様への議会に対するご指導、ご鞭撻をよろしく申し上げます。

市議会だより編集委員会

委員 小林 弘



この議会だよりは環境に優しい  
植物性インキ(VEGETABLE OIL  
INK)と再生紙を使用しています